

国民健康保険に加入しているみなさまへ

3月は被保険者証の更新時期です！ 国保税の納め忘れはありませんか？

現在、お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は令和3年3月31日です。

納期限内に国民健康保険税を完納している世帯には、新しい保険証を郵送しますので、まだ納付されていない場合は早めの納付をお願いします。なお、国民健康保険税の未納がある世帯は、健康保険課窓口での更新となります。

保険証の色がコスモス色から空色に変わります。

新しい保険証が郵送される世帯

国民健康保険税を令和3年2月1日までに全額納付されている世帯

- ・3月中に世帯全員分の保険証を世帯主宛に簡易書留で郵送します。
- ・事前に郵送対象者であることを文書で通知することは特にありません。

役場窓口での更新となる世帯

国民健康保険税の未納がある世帯（分割納付世帯も含む）

※状況によっては納付データ確認後、必要に応じて郵送で更新することがあります。

期間 3月8日（月）～3月31日（水）
午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く）

場所 役場1階 健康保険課 国保窓口（③番窓口）



お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎966-1217

引越の際は、住所の異動手続きを忘れずに！

住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。進学や就職などで転出された方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

国民健康保険及び国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。忘れずに手続きしましょう。

住民票の異動届（転出届、転入届、転居届等）の手続き方法

引越し前

転出届を提出し、
転出証明書を受け取る



市区町村

引越し後

転出証明書を添えて、
転入届を提出する



市区町村

同一の市区町村内で転居する場合・・・転居した日から14日以内に転居届を提出

●身分証明書となる「マイナンバーカード」の住所等は、最新のものにする必要があります。

お問い合わせ：村民課 ☎966-1205